

さいたま市建築工事材料検査実施要領
新旧対照表

新

旧

備考

<p>(材料検査請求書等の提示)</p> <p>第4条 監督員等は、機材の工事現場への搬入ごとに、受注者又は現場代理人(以下「受注者等」という。)から材料搬入報告書を提出させなければならない。</p> <p>ただし、監督員等から承諾を受けた機材は、材料搬入報告書の提出を省略することができる。</p> <p>2 材料搬入報告書に添付する資料は、機材の数量を確認できるもの(工事写真)及び機材の品質・性能を証明するもの(工事写真、試験成績表等)を添付すること。</p> <p>ただし、監督員等が承諾した機材は、機材の数量を確認できるものとして、工事写真に代えて納品書等とすることができる。</p> <p>3 監督員等は、約款第13条第2項の規定に基づき、材料検査の実施に先立って材料検査請求書を提出させなければならない。なお、材料検査を実施する機材については、監督員等から承諾を受けるものとする。</p>	<p>(材料検査請求書等の提示)</p> <p>第4条 監督員等は、機材の工事現場への搬入ごとに、受注者又は現場代理人(以下「受注者等」という。)から材料搬入報告書を提出させなければならない。</p> <p>ただし、監督員等から承諾を受けた機材は、材料搬入報告書の提出を省略することができる。</p> <p>2 材料搬入報告書に添付する資料は、機材の数量を確認できるもの(工事写真)及び機材の品質・性能を証明するもの(工事写真、試験成績表等)を添付すること。</p> <p>ただし、監督員等が承諾した機材は、機材の数量を確認できるものとして、工事写真に代えて納品書等とすることができる。</p> <p>3 監督員等は、約款第13条第2項の規定に基づき、材料検査の実施に先立って材料検査請求書を2部提出させなければならない。なお、材料検査を実施する機材については、監督員等から承諾を受けるものとする。</p>	<p>提出部数の削除</p>
<p>(材料検査の合否等)</p> <p>第7条 監督員等は、材料検査の結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知しなければならない。</p> <p>2 監督員等は、材料検査の結果、不合格とした場合は、受注者等に約款第13条第5項の規定により、不合格品として機材を工事現場外へ搬出するよう指示しなければならない。</p>	<p>(材料検査の合否等)</p> <p>第7条 監督員等は、材料検査の結果、合格と認めた場合には、その結果を受注者等に通知するとともに、1部保管しなければならない。</p> <p>2 監督員等は、材料検査の結果、不合格とした場合は、受注者等に約款第13条第5項の規定により、不合格品として機材を工事現場外へ搬出するよう指示しなければならない。</p>	<p>保管の削除</p>
<p>(検査結果の報告)</p> <p>第8条 監督員等は、前月末日までに実施した材料検査の結果を、毎月5日までに総括監督員に報告しなければならない。ただし、契約工期が2ヶ月以内の工事においては、一括して報告することができる。</p> <p>2 前項の報告は、工事監督報告書によるものとし、材料検査請求書、受注者等に指示した書面及びその他検査資料を添付しなければならない。</p>	<p>(検査結果の報告)</p> <p>第8条 監督員等は、前月末日までに実施した材料検査の結果を、毎月5日までに総括監督員に報告しなければならない。ただし、契約工期が2ヶ月以内の工事においては、一括して報告することができる。</p> <p>2 前項の報告は、工事監督報告書によるものとし、材料検査請求書、受注者等に指示した文書及びその他検査資料を添付しなければならない。</p>	<p>文言の修正</p>
<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年5月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。</p> <p><u>この要綱は、令和 5年4月1日から施行する。</u></p>	<p>附 則</p> <p>この要綱は、平成13年5月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成16年11月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成22年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>この要綱は、令和 3年4月1日から施行する。</p>	<p>追加</p>